

第1 自衛隊情報保全隊市民監視事件

1 自衛隊イラク派遣・派兵 2003（平成15）年12月～

※ 名古屋高裁2008（平成20）年4月17日判決

2 自衛隊情報保全隊市民監視訴訟の経過

(1) 経過

・ 監視の発覚 2007（平成19）年 6月 6日

・ 訴訟の経過 10月 5日 提訴

※ 原告107名・代理人112名（判決時）

ア 仙台地裁

2011（平成23）年 1月17日 原告ら尋問

11月14日 結審（21期日目）

2012（平成24）年 3月26日 判決（仙台地裁）

イ 仙台高裁

2012（平成24）年 4月 6日 控訴（双方）（仙台高裁）

5月13日 鈴木健*証人尋問（第4回）

*陸上自衛隊情報保全隊長（平成15年3月～同17年3月まで）

7月 1日 鈴木健証人尋問（第5回）

10月28日 鈴木健証人尋問（第6回）

2014（平成26）年 2月 3日 鈴木健証人尋問（第7回）

7月28日 原告ら尋問（第9回）

10月 6日 末安雅之*証人尋問（第10回）

*陸上幕僚監部調査部調査課情報保全室長（平成15年8月～同18年3月まで）

2015（平成27）年 1月19日 第11回期日

※ 尋問後裁判官2名交替

10月13日 第14回期日 結審

2016（平成28）年 2月 2日 判決言渡

3 仙台地裁判決と仙台高裁判決

(1) 仙台地裁判決

「こうした点を考慮すれば、遅くとも行政機関保有個人情報保護法が制定された平成15年5月30日までには、自己の個人情報を正当な目的や必要性によらず収集あるいは保有されないという意味での自己の個人情報をコントロールする権利は、法的に保護に値する利益として確立し、これが行政機関によって違法に侵害された場合には、国（被告）は、そのことにより個人に生じた損害を賠償すべきに至ったと解される。」

「これを本件についてみるに、情報保全隊は、本件各文書記載のとおり、別紙活動等一覧表「参加した活動等」欄記載の活動等の状況等に関する情報を収集して保有したと

ころ、前記2(2)のとおり、原告X1、原告X2、原告X3、原告X4及び原告X5については、情報保全隊は、これら各原告がした活動等の状況等にとどまらず、これら各原告の氏名、職業に加え、所属政党等の思想信条に直結する個人情報を収集しているのであって、すると、これら各原告は、情報保全隊により、前記(1)にみた自己の個人情報をコントロールという法的保護に値する利益、すなわち、人格権(原告らは、本件において情報保全隊によって侵害されたとする権利利益について、種々の構成を試みるが、本件各文書の内容等に照らすと、このような法的保護に値する利益として構成するのが相当である。)を侵害されたといえることができる。」

→ 原告5名につき5～10万円の賠償命じる。

(2) 仙台高裁判決

i 内容 判決要旨

ii 分析・評価

- ・ 監視(内部)文書の存在ひいては行為を認定
- ・ 違法判断を維持
- ・ 活動の枠を設定?
- ・ 主体性への理解・判断欠く(単なる行政機関ではなく自衛隊・軍隊)
- ・ 人権論とりわけ精神的自由権への認識不足

4 訴訟の意義～問題の本質

(1) 情報保全隊訴訟の意義

① 監視手口を知る 「知られた時点で失敗」「意味を失う」

② 監視目的の解明 2つの戦場論・・・国内世論・活動の把握・封じ込め

※ 「公安警察にとって基幹産業内の左翼分子は究極的には排除されねばならない対象として存在する。」

③ 監視行為の本質～監視行為は戦争を前提とする

(2) 訴訟の提起行為自体の意義

権力は「不都合な事実」を、『無かったことにする』→『矮小化する』→『風化させる』ことを図る。

本件訴訟は『事実を明らかにし』『問題の本質(違憲・違法な戦争準備行為であること)を問題の本質を解き明かし』『指摘し続ける』ものであり、平和憲法を基礎とした大きな運動である。

※ 「悪の芽」は早めに、根こそぎ摘み取る必要がある

第2 大垣市民監視事件との異同

1 主体の違い 情報保全隊と警察

2 共通点 市民を危険視し監視の対象とする

3 情報の利用方法

情報保全隊－情報の収集・分析・保管(内部的な利用)

大垣市民監視事件－民間企業に個人情報を提供(外部への情報の提供)

4 2つの事件を通じて明らかになったこと

(1) 反自衛隊活動を行うと自衛隊がみなした市民の合法的な活動も危険な行動とみな

し、個人情報収集・分析（思想・信条の自由に及ぶ）

（２）環境保全を目指した市民運動が地域秩序を乱すと危険視し、個人情報の収集（思想・信条・交友関係まで）

国家権力にとって、推進すべき政策に対する反対行動は、危険な行為と見なし、幅広く市民を監視し、個人情報を国家権力が収集していることが明らかになった。

大垣市民監視事件では、「公共の安全、秩序の維持」にとって 大企業の事業は守り推進することが国家の利益－国家権力の実態が露呈された＊ 1

第3 進む監視国家化

- 1 監視カメラ Nシステム ー変わる捜査手法 GPS 捜査
- 2 共通番号制の導入
- 3 共謀罪、盗聴法の拡大
- 4 秘密保護法、戦争法制の整備－治安強化の方策

第4 人権と治安との緊張関係

- 1 治安（安心）のためにどこまでもプライバシーを放棄してよいのか？
- 2 プライバシー権の古典的な定義－国家に放っておいてもらう権利
- 3 自己情報コントロール権 特に国家権力との関係
- 4 主観的安心のための権力による監視はどこまでも広がる恐れ－全てを知りたいという権力の本質とそれを可能にする技術－スノーデン事件が明らかにしたもの
電話もメールも全てを監視しているという実態
- 5 歯止めは具体的な危険性－人権制約の必要性についての具体的根拠
国家－社会－個人 「公共の福祉」－国益ではない。

社会の危険も抽象的な恐れレベルでは無限に広がる危険－秘密警察や思想警察によって監視された社会での監視国家の下での「安心」は人々が求めるものか－憲法の想定する社会とのギャップ

第5 大垣市民監視事件国賠訴訟を提起するために

- 1 自衛隊情報保全隊－自衛隊内部の情報の漏洩を防止することを任務とする。
市民の監視は本来の任務ではない。
- 2 主体－警備公安警察は、警察法2条で「公共の安全と秩序の維持を任務」としている。市民も対象にした任務をもっている点に違い－そこにこの訴訟の難しさもある。
国会での政府答弁も、警察法2条「公共の安全と秩序の維持」を理由に市民監視も民間企業との情報交換もその際の個人情報の提供も「通常の警察活動」と説明。
- 3 目的の点で本質にどう迫られるか？－本件市民監視は、住民の平穏や安全の確保という具体的な安全のためではなく、大企業の事業の円滑な推進のため＝日本国憲法下の本来の警察のあり方との乖離をどれだけ明らかにできるか？－歴史と教育、これまでの活動の実例など
- 4 裁判所の本質と制約
裁判所の役割は、国家の行為の正当化のための国家機関

但し、憲法と法律に基づきという枠があり、それを明らかに超えるような行為を行った場合には、国民からの信頼を失い—支配の正当化という任務を果たせない。

憲法や法律に違反するという観点からの批判の意味はここにある。

これまでの判例の枠との関係での困難さ—日本の裁判所・裁判官の特徴

「憲法保障には熱心ではなくとも、私権の救済には真面目」—真面目に生きてきた者が公権力によって理不尽に扱われた場合に救済を図る必要—原告個々人が問われる。

5 訴訟提起の必要性

国家が日本社会が一色に塗り込められようとし、個々人の人権がともすれば軽視される現状だからこそ、違憲・違法な公権力の行使に歯止めをかける—チェックのための異議申立が必要

政府の国会での居直りは—違憲・違法な市民監視・大企業との癒着・個人情報の提供は、「通常の警察活動」としてこれまでも行われてきたし、現に行われている。

そして、今後も行い続けることの意味表示。—これに対して、違憲・違法との声を上げないことは既成事実を見過ごしにすること

権利行使によって、異議申立をすることが憲法の求める人権確立のための普段の努力ではないか。

以上